

平成30年度岡山県合同輸血療法委員会
資料

平成30年11月2日（金）

ピュアリティまきび 孔雀

平成29年度岡山県合同輸血療法委員会活動実績について

<委員会>

日時：平成29年12月25日（月）14：30～16：30

場所：ピュアリティまきび 2階 千鳥（岡山市北区下石井2-6-41）

出席者数：56名

次第：

1 開 会

2 議 題

- (1) 岡山県合同輸血療法委員会設置要綱（案）について
- (2) 委員長の互選及び副委員長の指名について
- (3) 岡山県合同輸血療法委員会の運営方針について
- (4) 最近の血液事業の動きと血液製剤の使用状況について
- (5) 「平成27年度岡山県合同輸血療法委員会アンケート（詳細調査）」について
- (6) 「血液製剤の使用指針」の改定について
- (7) 討議（ディスカッション）

3 閉 会

<講演会>

日時：平成30年3月11日（日）13：30～17：25

場所：オルガビル・オルガホール（岡山市北区奉還町1-7-7）

出席者数：111名

認定：岡山県医師会生涯教育講座3.5単位（CC：2、9、10）

日臨技生涯教育認定専門20点

次第：

1 開会挨拶

2 報 告

- (1) 岡山県合同輸血療法委員会の設置について
- (2) 「血液製剤の使用指針」の改定について
- (3) 最近の血液事業について

3 講 演

- (1) 輸血検査に困ったときの考え方と解決法
- (2) 学会認定・臨床輸血看護師の活動を考えるー外来輸血フォローアップシステム構築を行った活動の一例ー
- (3) 倉敷中央病院における輸血専従薬剤師の役割について
- (4) 造血幹細胞移植患者に対する輸血の注意点

4 閉会挨拶

平成30年度岡山県合同輸血療法委員会事業方針(案)について

<委員会>

日時：平成30年11月2日(金) 14:30~16:30

場所：ピュアリティまきび 2階 孔雀(岡山市北区下石井2-6-41)

<講演会>

日時：平成31年3月16日(土) 14:00~17:30

場所：オルガビル・オルガホール(岡山市北区奉還町1-7-7)

次第：(予定)

1 開会挨拶

2 報告

(1)「血液製剤の使用指針」の一部改正について

(2)最近の血液事業について

3 講演

テーマ：平成30年7月豪雨災害時の医療体制について

4 閉会挨拶

岡山県合同輸血療法委員会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、岡山県合同輸血療法委員会（以下「委員会」）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、血液製剤が一般の医薬品とは異なり、ヒトの血液から製造される有限で貴重かつ一定の危険性の内在するものであることから、血液製剤の安全、適正かつ効果的な使用のより一層の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 血液製剤の安全、適正かつ効果的な使用について協議する。
- (2) 血液製剤の管理体制、及び使用状況等調査による分析を行う。
- (3) 輸血療法や血液製剤使用適正化に関する講演会等を開催する。
- (4) その他目的達成に必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 赤血球製剤の供給量上位20医療機関の輸血療法委員会委員長等
 - (2) 岡山県赤十字血液センター職員
 - (3) 岡山県の血液行政関係職員
 - (4) その他必要と認める者
- 2 対象とする医療機関については、2年を目途に適宜見直しを行う。

(役 員)

第5条 委員会に役員として委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じて会議を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、在任途中で選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問)

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、公益社団法人岡山県医師会、一般社団法人岡山県病院協会、一般社団法人岡山県薬剤師会、公益社団法人岡山県看護協会及び一般社団法人岡山県臨床検査技師会から推薦された者とする。
- 3 顧問は委員会の運営に関する助言や、所属団体への周知に配慮する。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部会)

第7条 委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する者は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する者のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 部会の運営、その他に関して必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、岡山県保健福祉部医薬安全課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年12月25日から施行する。



薬生発 0330 第 15 号

平成 30 年 3 月 30 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改定について

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の改定について」（平成 29 年 3 月 31 日付け薬生発 0331 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところで

す。
今般、日本医学会の分科会に所属する日本輸血・細胞治療学会が最新の知見を集積した「科学的根拠に基づいた小児輸血ガイドライン」を作成したことに伴い、これに準拠して「血液製剤の使用指針」のⅦ. 新生児・小児に対する輸血療法について改定し、本年 3 月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において、別添のとおりとすることが了承されました。

については、貴職におかれては御了知いただくとともに、貴管内医療機関において血液製剤の使用適正化が推進されるよう周知をお願いします。



薬生発 0926 第 1 号

平成 30 年 9 月 26 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の一部改定について（平成 30 年 3 月 30 日付け薬生発 0330 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところです。

今般、新鮮凍結血漿の生物学的製剤基準の改正及び新鮮凍結血漿の添付文書の改訂を踏まえ、これらの変更を「血液製剤の使用指針」の V. 新鮮凍結血漿の適正使用に反映することで、本年 9 月の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会適正使用調査会において、別添のとおりとすることが了承されました。

ついては、貴職におかれては御了知いただくとともに、貴管内医療機関において血液製剤の使用適正化が推進されるよう周知をお願いします。

血液製剤の使用指針 V 新鮮凍結血漿の適正使用 新旧対照表

項目	改定案	現行
<p>V 新鮮凍結血漿の適正使用</p> <p>7. 使用上の注意点</p>	<p>1) 使用法</p> <p>新鮮凍結血漿を輸血する場合には、輸血セットを使用する。使用時には 30～37℃の恒温槽中で融解し、融解後直ちに必要量を輸血する。直ちに使用できない場合は、2～6℃で保存し、融解後 24 時間以内に使用すること。融解後 24 時間の保存に<u>より血液凝固第Ⅷ因子の活性は約 3～4 割低下するが、その他の凝固因子等の活性に大きな変化は認められない。</u>なお、2～6℃で保存した本剤の急速大量輸血、新生児交換輸血等の場合は、体温の低下や血圧低下、不整脈等があらわれることがある。</p> <p>なお、製剤ラベルの剥脱を避けるとともに、バッグ破損による細菌汚染を起す可能性を考慮して、必ずビニール袋に入れる。</p>	<p>1) 使用法</p> <p>新鮮凍結血漿を輸血する場合には、<u>ろ過装置を具備した輸血器具（輸血セット）</u>を使用する。使用時には 30～37℃の恒温槽中で融解し、<u>融解後 3 時間以内に必要量を輸血する。</u></p> <p>なお、製剤ラベルの剥脱を避けるとともに、バッグ破損による細菌汚染を起す可能性を考慮して、必ずビニール袋に入れる。</p>